

郡山市ふぐの衛生確保に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福島県ふぐの取扱い等に関する条例（令和5年福島県条例第17号。以下「県条例」という。）、福島県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則（令和5年福島県規則第36号。以下「県規則」という。）及び福島県ふぐの取扱い等に関する条例等に係る取扱要綱（令和5年4月24日付け5健第1081号。以下「県要綱」という。）に定めるものの他、ふぐの調理、加工又は販売に係る衛生確保について必要な事項を定め、ふぐによる食中毒の発生を防止することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ふぐ処理施設とは、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号に規定する飲食店営業、同条第4号に規定する魚介類販売業、同条第16号に規定する水産製品製造業、同条第26号に規定する複合型そうざい製造業又は同条第28号に規定する複合型冷凍食品製造業の営業の許可を受けた施設であって、福島県食品衛生法施行条例（平成12年県条例第80号）別表1の3の表のふぐを取り扱う施設の要件を満たすことについて、保健所長の確認を受けたものをいう。

(2) ふぐ処理者とは、県条例第2条第2号に規定する、知事が認定するふぐ処理者をいう。

(ふぐ処理施設の営業者の責務)

第3条 ふぐ処理施設の営業者は、県条例第9条の規定の他、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ふぐ処理者にふぐを処理させるか、又はその者の監督下で他の者にふぐを処理させなければならない。

(2) ふぐ処理者について、第5条に掲げる事項の遵守状況を監督しなければならない。

(ふぐ処理施設の設置)

第4条 ふぐ処理施設を設置しようとする者は、郡山市食品衛生法施行細則（平成9年郡山市規則第57号。以下「市規則」という。）第9条に規定する営業許可申請書・営業届（新規・継続）（第5号様式）又は市規則第12条に規定する営業許可申請書・営業届（変更）（第8号様式）（以下「変更届」という。）により保健所長に提出するものとする。

2 保健所長は、前項の提出を受けたときは、「営業許可申請・届出等に関する様式、記載要領及び添付書類の取扱いについて」（令和2年3月31日付け薬生食監発0331第11号）別添「生食用食肉の加工又は調理をする施設、ふぐを処理する（別表第21）施設チェックリスト」によりふぐを処理する施設の要件を満たすことを確認するものとする。

3 前項の確認により、施設の要件を満たすことが認められた場合、保健所長は、次の各号のいずれかにより、ふぐ処理施設である旨を記載した書類を発行するものとする。

(1) 新規・継続申請書の提出があった場合は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の営業許可を受けた旨の令達文

(2) 前号の許可を受けた事実を証する証明願の提出があった場合は、証明書

(3) 変更届の提出があった場合は、県規則第8条第3号に定める確認済証（県要綱第5号様式）

4 ふぐ処理施設の営業者は、第1項の規定により提出した事項に変更が生じたときは、変更届により速やかに保健所長に提出するものとする。

5 ふぐ処理施設の営業者は、ふぐ処理施設を廃止したときは、変更届又は市規則第13条に規定す

る営業許可申請書・営業届(廃業)(第9号様式)により速やかに保健所長に提出するものとする。

(ふぐ処理者の遵守事項)

第5条 ふぐ処理者は、県条例第8条の規定の他、「フグの衛生確保について」(昭和58年12月2日付け環乳第59号厚生省環境衛生局乳肉衛生課長通知)の規定を遵守しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、ふぐの衛生確保に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成10年10月1日から施行する。

(郡山市ふぐの衛生確保に関する要綱の廃止)

2 郡山市ふぐの衛生確保に関する要綱(平成9年4月1日制定。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日前に、旧要綱の規定に基づきなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定に基づきなされた手続その他の行為とみなす。

4 旧要綱第4条第2項の規定により交付されたふぐ取扱所確認済証は、第4条第2項の規定により交付されたフグ取扱所等確認済証とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年1月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、改正前の要綱第4条第2項の規定によりフグ取扱所等確認済証を交付された施設は、営業許可満了までの間は、ふぐ処理施設とみなす。

3 この要綱の施行の日前に、改正前の要綱第5条で定めた要件に基づきふぐの処理を行うことを保健所長が認めていた者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年8月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。